

平成27年度 意見交換会議題

一般社団法人大田建設業協会

1. ワンデーレスポンスの徹底について

ワンデーレスポンスの実施は、発注者・受注者にとって様々な効果が期待され、そのためには次のような迅速な対応が求められている。

1. 受注者からの協議等に対する回答は「その日のうちに」実施する。
2. 発注者は、現地調査等により「その日のうち」に回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、「その日のうち」に「回答予定日」を通知する。

しかし、最近では上記の対応が適切に行われていないのが実状です。監督職員に対してワンデーレスポンスの意義・目的を徹底していただき、適切に対応するように指導していただきたい。

【県央県土・大田事業所コメント】

- 平井課長：質問の内容によっては本庁と協議する場合もあり、回答が遅くなることがある。
- 永見課長：若い職員が多く、回答が遅くなる。場合によっては課長に話してほしい。
- 出口課長：回答が遅くなるのであれば課長に言ってほしい。
- 中村課長：同上
- 協会：担当を飛び越えて、課長に直接話すことは難しい。
- 川本所長：監督員を越えてその上司に話をすることは、業者として大変だと思う。監督員も自分で答えを出してから上司に相談するので、どうしても回答が遅くなりがちである。
回答が遅れると請負者に経済的負担が大きくなるので、職員に対してできるだけ早く回答するよう指導したい。

2. 工事設計図書における設計不備等への対応について

建設工事においては、受注者は、設計図書に従って工事を施工する義務を負っています。しかし、設計図書が十分な内容を持ったものとなっていなかったり、設計図書と工事現場が異なっていたり、設計図書に示された施工条件が実際と一致していなかったりなど、設計図書のまま工事を施工することが困難な状況が発生します。

このため、受注者は契約書や共通仕様書に基づいて「設計図書の照査」をしなければなりません。照査の結果生じた計画の見直し、図面の再作成など、発注者が負担しなければならない作業についても、受注者が負担しているのが実態であります。

県では設計不備の再発防止に取り組んでおられますが、設計不備は依然として発生しています。設計業務における成果品質の確保に一層の取り組みを推進していただくとともに、受注者が実施します「設計図書の照査」の範囲を超えている作業については、県において負担していただきますようお願いいたします。

【県央県土・大田事業所コメント】

- 協会：三者協議が行われていない。
- 川本所長：図面の修正など担当から負担をお願いしているものもあると思う。
システムとして三者協議があるので、相談していただきたい。

3. 施工内訳書の諸雑費の取扱いについて

積算の合理化・効率化により、従前は積み上げであったものが、多くの施工内訳書で労務費の何%という形で諸雑費計上になりました。例として、キャットウォーク（別紙資料）の場合、積み上げとの格差が8倍近くあります。

実情に合わない内訳書については、再考いただきたい。

【県央県土・大田事業所コメント】

○荒木専門監：国が決めた基準であり、県で勝手には変えることはできない。

4. 除雪オペレーターの育成について

冬季における道路の除雪は、地域住民の生活を維持していく上で欠かせない作業であり、建設業者がその役割を担っています。しかし、各企業とも除雪作業に従事する除雪機械の運転手が不足しており、高齢化が進む中で運転手の確保が重要な課題となっています。

鳥取県と日野郡3町の「日野地区連携・共同協議会」では、除雪オペレーターを確保するため、大型免許や大型特殊車両免許の取得費用の一部を助成する制度を設け、機械除雪に関心を持つ未経験者を発掘しようとして取り組みを始めました。

3年後、5年後の大田市の除雪に支障がないように、今からオペレーターの育成を図って行く必要があると思います。免許等取得のための助成制度を設けることを検討されてはいかがでしょうか。

【県央県土・大田事業所コメント】

○西尾調整監：除雪だけでなく災害時の対応としても必要なことと思うが、現時点では新たな取り組みは考えていない。
雪の多い、奥出雲町に制度がある。

5. 土木工事の施工管理について

工事の種類、規模、施工条件により、土木工事施工管理基準が適用されない工事においても、監督員等から管理基準に基づく資料の作成を要求されることがあります。管理基準の適用除外の工事については、同基準の運用方針により行っていただきたい。

【県央県土・大田事業所コメント】

○川本所長：施工計画書に記述してないものは必要がない。
検査時に必要な資料は、作成してもらう必要がある。
監督員と協議してほしい。

6. 施工パッケージ型積算方式について（上層路盤）

上層路盤のパッケージ型の積算において、例えば、平均厚さの条件が25mm超75mm以下の範囲において、施工厚さの上限下限の差が5cmも変わるのにもかかわらず、同一単価ではおかしいのではないのでしょうか。

以前、大田事業所から技術管理課へ上記について質問しましたが、『積算基準において、施工パッケージ以外の方法はありません。なお、施工パッケージは、積算の簡素化から、積上積算方式における「実数入力」を極力「条件区分化」しており、例えば平均厚さが変更になった場合も積算条件区分に含まれる範囲は変更しません。』と回答がありました。

「別紙資料」のとおり

1. 施工パッケージ型積算方式で、材料の厚さを変え材料費を引くと労務・機械費に大きく差が出ます。
2. また、H24.4積算基準で材料費を引くと、労務・機械費はほぼ同じ金額になります。
3. 不陸整正を施工パッケージ型積算方式で施工厚さの条件を変えて材料費を引くと、労務・機械費はほぼ同じ金額になります。

まとめ

上記2と3のとおり、施工厚さの条件が変わっても、ほぼ労務・機械費は変わりません。

1と2の厚さが5cmの場合、労務・機械費は同じになります。

上層路盤の施工パッケージ積算方式は、あくまでも平均厚さが5cmの単価ではないのでしょうか。

施工パッケージ積算方式においても、条件区分化（平均厚さの範囲）内であれば手間（労務・機械費）は、同じだと思います。

【県央県土・大田事業所コメント】

○荒木専門監：国の基準で行っており県での変更はむずかしい。

7. 適切な工期設定について

舗装工事と改良工事の工期が重なる場合がありますが、明らかに舗装工事の着工日が早すぎる時があります。1ヶ月程度は準備工で必要ですが、それ以上になるようでしたら、発注時に調整をしてもらえないのでしょうか。

【県央県土・大田事業所コメント】

○平井課長：年度末の繰越工事で発注しなければならなかったため工期が重なったものです。今後、発注に当たっては注意したい。

8. 非汎用性重機の回送費計上について

B・F等汎用性重機は自社持ちですが、T・クレーン使用工種は下請契約が一般的であり、回送費が必要であります。ラフテレクレーンの場合、70トン未満は回送費が計上されていません。

回送費は共通仮設費の率分に含まれるというのが県の見解ですが、打設ごとにクレーンが必要な工事と工事によってはクレーンが不要な工事と同じ扱いは、平等性にかけてと思いません。70トン未満のT・クレーンについても回送費を計上して頂きますようお願いいたします。

【県央県土・大田事業所コメント】

○荒木専門監：国の基準で行っており、県で独自の対応はむずかしい。

○川本所長：何か方策があるかもしれないので、協議してもらいたい。

9. 極小規模の舗装工、区画線工の設計単価について

災害復旧工事や側溝整備工事などで舗装工、区画線工が設計計上されている場合、数量が少ないため現状とまちあいません。施工業者は数量の大小にかかわらず最低保障がないと赤字となってしまいます。

現状を調査されて”最低1式〇〇円”というふうにはならないでしょうか。

【県央県土・大田事業所コメント】

○荒木専門監：国の基準で行っており県での変更はむずかしい。

10. 見積書により決定される材料単価について

公表設計単価表に掲載されていない材料単価については見積書を徴収して決定されていますが、当該材料の取扱業者が市外の場合は、その取扱業者から提出された見積書の単価が設計単価となっています。

大田市では「工事特記仕様書」で大田市内産資材の利用を推進していることから、市内の取扱業者から購入して使用するよう努めています。しかし、市内の取扱業者からの購入単価と設計単価に可成りの開きが生じています。

見積書を徴収される場合は、市外の取扱業者から直接徴収するのではなく、市内の取扱業者を通じて行っていただきたい。

また、資材と同様に、伐採作業等の積算をする上で見積が必要なものについても、市外業者から見積書を徴収するのではなく、市内業者の見積書を採用していただきたい。

以上のことについて、大田市に対して指導をお願いしたい。

【県央県土・大田事業所コメント】

●協会：見積を徴収された業者名を教えてください。

○荒木専門監：見積参考資料を見てほしい。